

【作成の流れ】

東京にお越しいただける方

カウンセリング

当社担当者と顧問行政書士とで面談し、カウンセリングします。1～2回のカウンセリングで、婚姻契約公正証書に織り込む文言を決めます。

作成までの間

カウンセリング以外でも、こういうのを文言に入れたい！などありましたら、メールやお電話で随時ご相談ください。
お二人に寄り添った内容を固めていきます。

本お申込み

内容が確定した段階で、本お申込みをして頂きます。
※この段階でご満足いただければ、一切の料金はいただきません。

お支払い

本申込み後にお支払いとなります。ご入金の確認が取れましたら公証役場への手続きに取り掛かります。

お受け取り（お受け渡し）

お二人揃って公証役場までいらっしゃることが出来る場合

当社担当者と顧問行政書士も同席し、公証人による公正証書の読み上げを以ってお二人の婚姻契約が結ばれ、婚姻契約公正証書のお受け取りとなります。

お二人揃って公証役場までいらっしゃることが出来ない場合

当社担当者と顧問行政書士が代理で婚姻契約公正証書を公証役場から受け取り、後日、顧問行政書士による公正証書の読み上げののち手渡しとなります。
または郵送でのお受け渡しとなります。

東京にお越しいただけない方

カウンセリング

当社担当者と顧問行政書士とでメールもしくはお電話にて、カウンセリングを行い、婚姻契約公正証書に織り込む文言を決めてまいります。

作成までの間

カウンセリング以外でも、こういうのを文言に入れたい！などありましたら、メールやお電話で随時ご相談ください。
お二人に寄り添った内容を固めていきます。

本お申込み

内容が確定した段階で、本お申込みをして頂きます。
(郵送にて必要書面のやり取りを致します)
※この段階でご満足いただければ、一切の料金はいただきません。

お支払い

本申込み後にお支払いとなります。ご入金の確認が取れましたら公証役場への手続きに取り掛かります。

お受け渡し

当社担当者と顧問行政書士が代理で婚姻契約公正証書を公証役場から受け取り、郵送でのお受け渡しとなります。



田中行政書士事務所
行政書士 田中利英 先生

「ゲイ当事者として、同性パートナーを持つ方の将来の暮らし・人生設計のお手伝いをさせていただきます。それぞれのご事情をお聞きし、おふたりに寄り添った内容で婚姻契約公正証書を作成いたします。」